

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
令和3年12月1日答申分

## ○答申の概要

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100090号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100045号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間①及び⑤に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第2欄に掲げる標準賞与額から第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①及び⑤に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①及び⑤の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間③から④まで及び請求期間⑩に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間③から④まで及び請求期間⑩に係る標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間③から④まで及び請求期間⑩の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間③、⑦、⑬及び⑯に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間③、⑦、⑬及び⑯に係る訂正後の標準賞与額(上記2の訂正後の同表の第5欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間②の標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日  
② 平成 18 年 12 月 10 日  
③ 平成 18 年 12 月 11 日  
④ 平成 19 年 12 月 10 日  
⑤ 平成 21 年 6 月 30 日  
⑥ 平成 21 年 12 月 10 日  
⑦ 平成 22 年 6 月 30 日  
⑧ 平成 22 年 12 月 10 日  
⑨ 平成 23 年 6 月 30 日  
⑩ 平成 23 年 12 月 9 日  
⑪ 平成 24 年 6 月 29 日  
⑫ 平成 24 年 12 月 10 日  
⑬ 平成 25 年 6 月 28 日  
⑭ 平成 25 年 12 月 10 日  
⑮ 平成 27 年 6 月 30 日  
⑯ 平成 27 年 12 月 10 日

請求期間①及び⑮について、A事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、実際に支給された額よりも低い標準賞与額（請求期間①は40万4,000円、請求期間⑮は44万4,000円）となっている。

請求期間②及び③について、A事業所から、請求期間③に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、請求期間②の標準賞与額として記録されている上、実際に支給された額よりも低い標準賞与額（44万6,000円）となっている。

請求期間④から⑭まで及び請求期間⑯について、A事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

請求期間①から⑯までに係る賞与明細書（写）及び預金通帳（写）を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び⑮について、請求者及びA事業所から提出された当該期間に係る期末勤勉支払明細書（写）（以下「賞与明細書（写）」という。）並びに請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳（写）により、請求者は、当該期間においてA事業所から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支給を受け、当該賞与から同表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるところ、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準賞与額は、いずれもオンライン

記録により確認できる標準賞与額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び⑮の標準賞与額については、賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①及び⑮の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し誤って提出し、請求内容どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯について、請求者及びA事業所から提出された当該期間に係る冬期手当支払明細書（写）及び期末勤勉支払明細書（写）（以下「賞与明細書等（写）」という。）並びに請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳（写）により、請求者は、当該期間においてA事業所から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支給を受け、当該賞与から同表の第4欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により、請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯の標準賞与額については、賞与明細書等（写）において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第5欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間③から⑭まで及び請求期間⑯の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③、⑦、⑬及び⑰について、上記2に係る賞与明細書等（写）及びB銀行C支店の預金通帳（写）により、請求者は、当該期間においてA事業所から、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支給を受けていたことが確認できることから、請求者のA事業所における当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第6欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間③、⑦、⑬及び⑰に係る訂正後の標準賞与額（上記2の訂正後の別表の第5

欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間②について、オンライン記録により、請求者のA事業所における標準賞与額に係る記録が、平成18年12月10日に44万6,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳(写)によると、平成18年12月10日においてA事業所からの振込は確認できない上、事業主も平成18年12月賞与に係る支給年月日は平成18年12月11日であり、その他の日に賞与は支給していない旨陳述していることから判断すると、請求者が請求期間②において、A事業所から賞与を支給されていないことが認められることから、請求者のA事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

## 別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間		オンライン 記録の 標準賞与額	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額
①	平成18年6月30日	40万4,000円	50万1,000円	50万4,000円	50万1,000円	
②	平成18年12月10日	44万6,000円				
③	平成18年12月11日		54万8,000円	52万2,000円	52万2,000円	54万8,000円
④	平成19年12月10日		56万5,000円	56万5,000円	56万5,000円	
⑤	平成21年6月30日		47万8,000円	47万9,000円	47万8,000円	
⑥	平成21年12月10日		53万8,000円	53万9,000円	53万8,000円	
⑦	平成22年6月30日		48万8,000円	47万7,000円	47万7,000円	48万8,000円
⑧	平成22年12月10日		50万円	50万1,000円	50万円	
⑨	平成23年6月30日		49万9,000円	50万円	49万9,000円	
⑩	平成23年12月9日		52万4,000円	52万5,000円	52万4,000円	
⑪	平成24年6月29日		49万8,000円	49万8,000円	49万8,000円	
⑫	平成24年12月10日		53万8,000円	53万8,000円	53万8,000円	
⑬	平成25年6月28日		51万4,000円	49万円	49万円	51万4,000円
⑭	平成25年12月10日		53万8,000円	53万9,000円	53万8,000円	
⑮	平成27年6月30日	44万4,000円	53万円	53万円	53万円	
⑯	平成27年12月10日		59万3,000円	58万2,000円	58万2,000円	59万3,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100085号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100044号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年8月1日から同年12月1日まで  
② 昭和47年12月1日から昭和50年1月10日まで

請求期間①について、夫(訂正請求記録の対象者)がA事業所に入社したのは昭和47年8月1日であったにもかかわらず、国の記録では、同年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録になっている。

また、請求期間②に係るA事業所における夫の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額に比べて低額で記録されている。

調査の上、請求期間①について、昭和47年8月1日をA事業所の資格取得年月日として記録を訂正するとともに、請求期間②について、実際の給与支給額に見合う額に標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者が作成したと思料される履歴書(写)の職歴欄には、昭和47年8月にA事業所に入社した旨の記載が確認できる。

しかしながら、B社は、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、資料の保存がなく不明である旨回答している上、請求期間①当時のA事

業所の事業主及び同事業所の当該期間当時の経理担当者が実質的オーナーとして名前を挙げた者（以下「実質的オーナー」という。）は既に亡くなっており、照会を行うことができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる9名に照会し、回答が得られた6名のうち請求期間①に被保険者記録が確認できる2名は、訂正請求記録の対象者を覚えているが、具体的な入社時期までは分からない旨回答及び陳述している。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者のA事業所に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額に比べて低額で記録されている旨主張している。

しかしながら、B社は、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、資料の保存がなく不明である旨回答している上、請求期間②当時のA事業所の事業主及び実質的オーナーは既に亡くなっており、照会を行うことができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の同僚照会において回答のあった6名のうち請求期間②に被保険者記録が確認できる4名は、自身のA事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録に間違いはない旨陳述している。

さらに、A事業所に係る事業所別被保険者名簿に記録されている請求期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、当該被保険者名簿及びオンライン記録において、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者のA事業所に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、訂正請求記録の対象者がA事業所において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。